

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の②、③又は④の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の⑩の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の⑫の記載がある場合のその金額)	
	①		円	②	円	
	③		円			
	④		円			
1株当たりの価額の計算	区分	1株当たりの価額の算定方法			1株当たりの価額	
	大会社の株式の価額	①の金額と②の金額とのいずれか低い方の金額 (②の記載がないときは①の金額)			④ 円	
	中会社の株式の価額	①と②とのいずれか低い方の金額 Lの割合 (円×0.) + (②の金額(③の金額があるときは③の金額) Lの割合 (円×(1-0.))			⑤ 円	
	小会社の株式の価額	②の金額(③の金額があるときは③の金額)と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額 ①と②とのいずれか低い方の金額 (円×0.50) + (②の金額(③の金額があるときは③の金額) (円×0.50) =			⑥ 円	
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥)		1株当たりの配当金額	修正後の株式の価額 ⑦ 円	
	課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (④、⑤又は⑥(⑦があるときは⑦))		新株式1株当たりの払込金額 1株当たりの新株式の割当数 1株当たりの新株式の割当数又は交付数 (株)	修正後の株式の価額 ⑧ 円	
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金の額、発行済株式数等	直前期末の資本金額 ⑨ 千円	1株当たりの券面額 ⑩ 円	直前期末の発行済株式数 ⑪ 株	券面総額 (⑩×⑪) ⑫ 千円	
					⑬ 株	
					⑭ 円	
					⑯と⑰とが異なる場合	
直配前期末当以前2金年間額の	事業年度	⑮年配当金額 千円(円)	⑰左のうち非経常的な配当金額 千円(円)	⑱差引経常的な年配当金額 (⑮-⑰) 千円(円)	(注)⑮から⑱までの記載に当たって、⑯と⑰とが同額の場合(ただし、直前期末以前2年間に増(減)資のあるときは除く。)には、1株当たりの配当金額を円単位で円以下2位(銭単位)まで記載し、千円の表示は抹消します。この場合の配当還元価額は、次の(2)により計算します。	
直前期	千円(円)	千円(円)	⑲ 千円(円)			
直前々期	千円(円)	千円(円)	⑲ 千円(円)			
区分	(1) ⑯と⑰とが異なる場合			(2) ⑯と⑰とが同額の場合		
年平均配当金額	⑲(⑮+⑰) 千円÷2 = 円 銭 ⑳の株式数 株			⑲(⑮+⑰) 円 銭 = 円 銭 2		
配当還元価額	⑲の金額 円 銭 × ⑳の金額 円 ÷ 50円 = 円			⑲の金額 円 銭 = ⑳ 円		
		㉑又は㉒の金額(その金額が、原則的評価方式による価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。)			㉒ 円	
3. 株式(1及び2に及びするに共通)の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)		㉓ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1及び2に共通) 株式の評価額 株式に関する権利の評価額 (円 銭)	
	新株引受権 (新株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は㉒)の金額 新株式1株当たりの払込金額 円 - 円		㉔ 円		
	株式の引受けによる権利 (新株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は㉒)の金額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉕ 円		
	新株無償交付期待権 (新株式1株当たりの価額)	⑧(配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉖ 円		